

令和2年7月1日
九州地方整備局**九州地方整備局管内の「道の駅」が新たに2駅登録へ**

～九州地方整備局管内では137駅に～

このたび、第53回登録（令和2年7月1日付け）において、市町村から「道の駅」登録申請が行われ、全国で7駅が登録され、合計1,180駅となりました。

九州地方整備局管内では、新たに熊本県内の1駅、宮崎県内の1駅が登録され、合計137駅になりましたのでお知らせします。

【新たに登録された「道の駅」】

とうよう くもと やつしろ とうようまちなみ ばんち
○東 陽：熊本県八代市東陽町南1051番地1

みやざき くしま おおあざにしかた ばんち
○くしま：宮崎県串間市大字西方5503番地1

（上記の2駅を含め熊本県内では35駅、宮崎県内では18駅となります。）

- ・問合せ先：国土交通省九州地方整備局道路部
交通対策課長 まきき けんぞう 巻木 健三
課長補佐 りゅう ひろふみ 龍 博文
- ・電話番号：092-476-3534（交通対策課 直通）

九州地方整備局管内「道の駅」位置図



道の駅「東陽」とうよう

◆路線名：一般国道443号

くまもとけん やつしろし とうようまち みなみ

◆所在地：熊本県八代市東陽町南1051番地1

◆面積および施設等（既存施設を活用）

- ・面積：14,706㎡
- ・施設：駐車場106台、トイレ20器、情報提供施設、ベビーコーナー、公衆電話、公衆無線LAN、温泉施設、レストラン、物産販売所、農林産物直売所、公園
- ・整備手法：単独型

◆オープン予定：令和3年度

◆特徴

- ・既設観光施設の「東陽交流センターせせらぎ」を活用し、地域活性化の拠点として整備
- ・地域の拠点として地元農林産物の直売所やレストラン、温泉施設を併設
- ・五木五家荘などの周辺観光地へのゲートウェイとして情報を発信
- ・しょうが祭やふるさと夏祭などのイベントを実施する地域コミュニティの拠点

全景写真

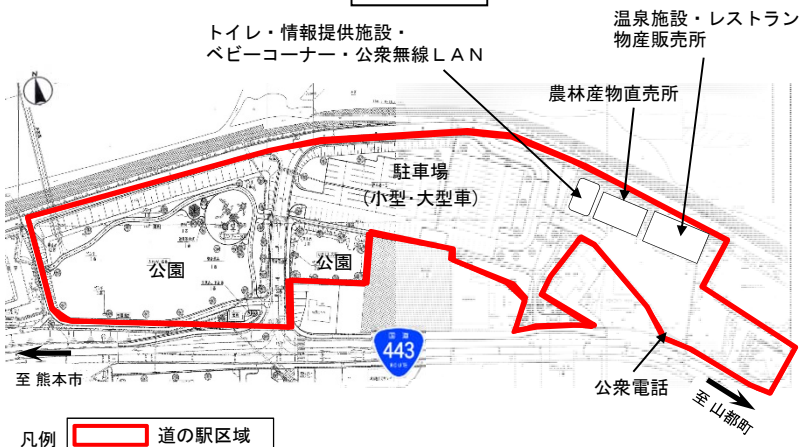


位置図



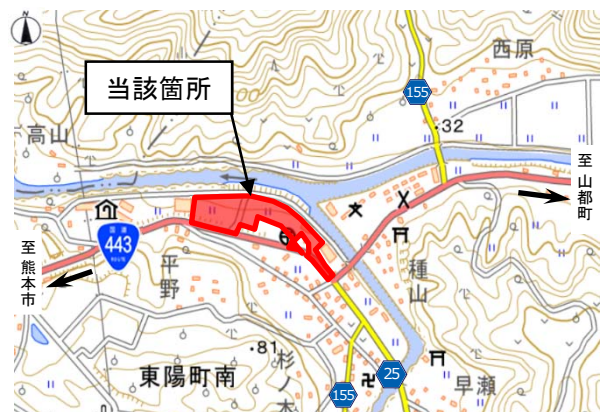
出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp/>)

平面図



凡例 道の駅区域

位置図



出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp/>)

道の駅「くしま」

◆路線名：一般国道220号

◆所在地：みやざきけん くしまし おおあざにしかた
宮崎県 串間市 大字西方 5503番地1

◆面積および施設等

- ・面積：18,337㎡
- ・施設：駐車場135台、トイレ15器、情報提供施設、観光案内所、ベビーコーナー、非常用電源、備蓄倉庫、貯水槽、公衆電話、公衆無線LAN、イベント広場、市民交流施設、飲食物販施設、EV充電施設、キッズコーナー、サイクルラック
- ・整備手法：一体型

◆オープン予定：令和3年度

◆特徴

- ・交流イベントや子育て応援、道守等の地域活動との連携により、あらゆる世代が活躍・交流する地域を支える拠点
- ・交通結節点としてのアクセス性に加え、公共交通機能も集約した「串間市の玄関口」
- ・周辺道の駅との交流・連携、サイクリングの拠点の整備により、周遊観光の促進と新たな観光需要の創出
- ・災害時の避難場所として、非常用電源や備蓄倉庫を整備

イメージパース

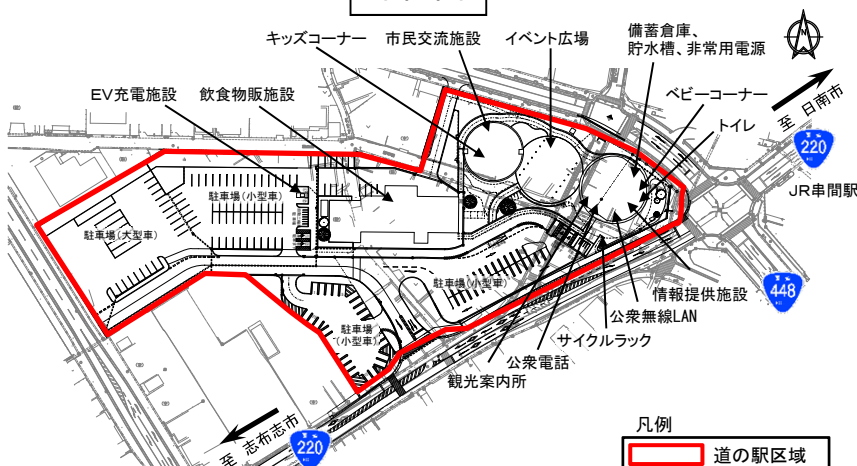


位置図



出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp/>)

平面図



凡例

道の駅区域

位置図



出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp/>)



「道の駅」について

1. 目的

「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供、並びに地域振興に寄与することを目的としています。

2. 「道の駅」の基本コンセプト

「道の駅」とは、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設で、「地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場」であり、災害時は、防災機能を発現する施設です。

3. 機能

「道の駅」は、駐車場やトイレなどの「休憩機能」、道路情報や地域情報を提供するための「情報発信機能」、地域との交流によりその地域が持つ魅力を知ってもらう「地域連携機能」の3つの機能を併せ持つ施設です。

4. 主な登録要件

(1) 休憩施設

- ・ 駐車場：道路利用者が24時間無料で利用できる十分な容量の駐車場
- ・ トイレ：清潔で24時間利用可能なトイレ（原則、洋式）、障害者用トイレも設置
- ・ 子育て応援施設：24時間利用可能な乳幼児に対する授乳やおむつ交換が可能なスペースの確保（ベビーコーナー）

(2) 情報発信施設

- ・ 道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供できること

(3) 地域連携

- ・ 地域の歴史文化を紹介する教養施設、地域の特産品等を紹介する農産物直販所などの地域振興施設

(4) 設置者

- ・ 市町村又は、市町村に代わり得る公的な団体

(5) その他の配慮事項

- ・ 施設及び施設間を結ぶ主要経路は、バリアフリーとなっていること